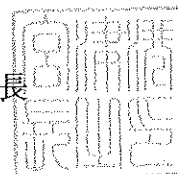


港長公示 第2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

平成30年8月1日

宮津港長



宮津港内花火大会等における航泊の禁止について

宮津港第2区において、宮津燈籠流し花火大会が行われるため、下記により一般船舶（港長が認めた船舶を除く。）の航泊を禁止する。

記

1 期間

平成30年8月16日(木)午後7時00分から午後8時40分までの間

2 区域

次の①から⑦の各地点を順次に結んだ線と陸岸に囲まれた海域（別添航泊禁止図参照）

① 基点（宮津市所在の宮津栈橋突端）

（北緯 35 度 32 分 24 秒 東経 135 度 11 分 39 秒）

② 宮津港杉の末防波堤灯台

（北緯 35 度 32 分 35 秒 東経 135 度 11 分 35 秒）

③ 北緯 35 度 32 分 48 秒 東経 135 度 11 分 36 秒

④ 北緯 35 度 32 分 53 秒 東経 135 度 11 分 45 秒

⑤ 北緯 35 度 32 分 43 秒 東経 135 度 12 分 08 秒

⑥ 宮津港鶴賀防波堤灯台

（北緯 35 度 32 分 19 秒 東経 135 度 12 分 1 秒）

⑦ 島崎物揚場南東端

（北緯 35 度 32 分 19.2 秒 東経 135 度 11 分 55.9 秒）

3 標識

上記③から⑤、ア点（④から⑤の中間点）及びイ点（⑤から⑥の中間点）には、灯浮標（灯色：緑色、毎4秒に1閃光、光達距離3km）が設置される。

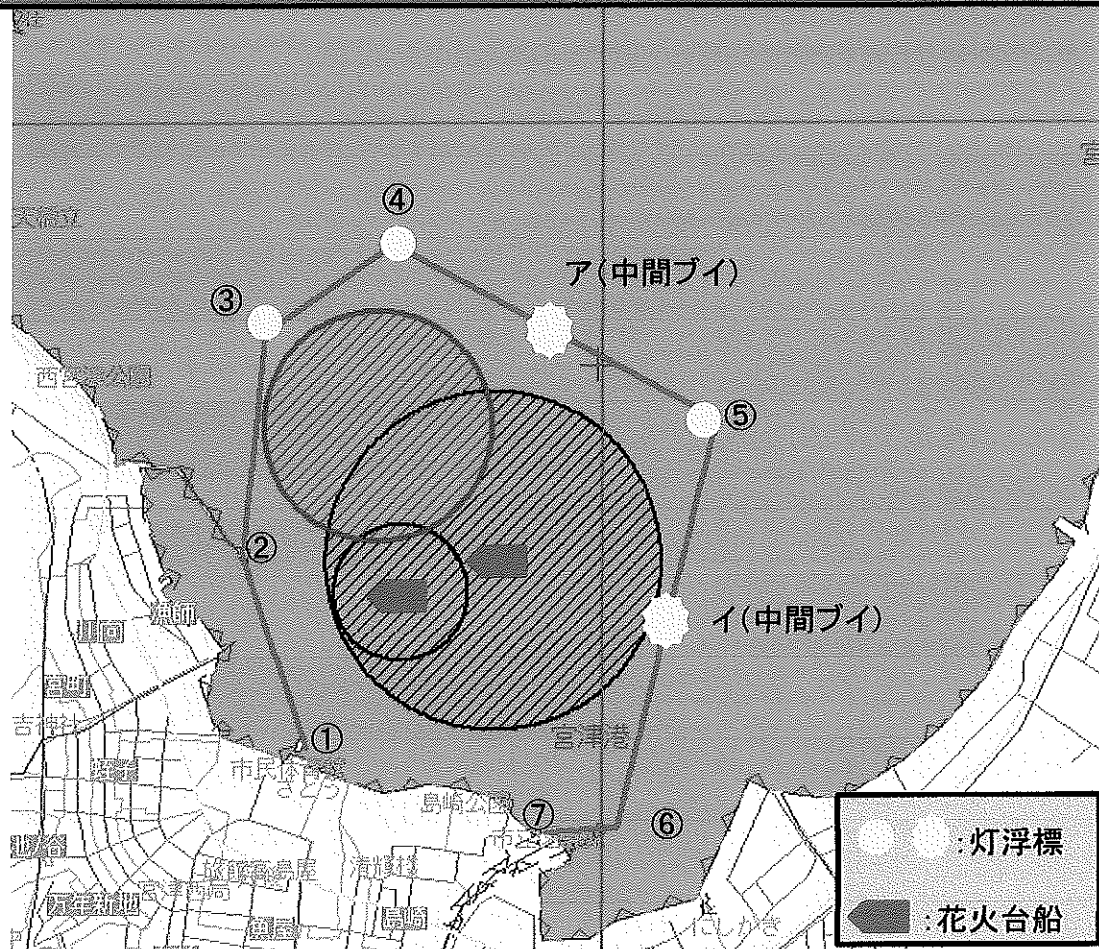
4 備考

（1）航泊禁止期間中は、警戒船5隻（警戒船を示す青色灯設置）及び巡視艇2隻が付近海域の警戒にあたる。

（2）作業従事船には昼間に黄色の旗、夜間に虹色灯（毎4秒に1閃光）1個が掲げられている。

航泊禁止図

別図



平成30年8月16日午後7時より午後8時40分までの間、

次の①から⑦の各地点を順次に結んだ線と陸岸に囲まれた海域を航泊禁止とする。

- ① 基点（宮津市所在の宮津棧橋突端）（北緯35度32分24秒 東経135度11分39秒）
- ② 宮津港杉の末防波堤灯台（北緯35度32分35秒 東経135度11分35秒）
- ③ 北緯35度32分48秒、東経135度11分36秒
- ④ 北緯35度32分53秒、東経135度11分45秒
- ⑤ 北緯35度32分43秒、東経135度12分08秒
- ⑥ 宮津港鶴賀防波堤灯台（北緯35度32分19秒 東経135度12分1秒）
- ⑦ 島崎物揚場南東端（北緯35度32分19.2秒、東経135度11分55.9秒）
- ア(中間ブイ) 北緯35度32分48秒、東経135度11分55秒
- イ(中間ブイ) 北緯35度32分31秒、東経135度12分04秒

【備考】

※航泊禁止区域表示について

上記図③、④、⑤の点及びア、イ(中間ブイ)の点については、
灯浮標(灯色:緑色、毎4秒に1閃光、光達距離3km)
が設置される。

※警戒船について

航泊禁止期間中は、警戒船5隻(警戒船を示す青色灯設置)及び巡視艇2隻
が付近海域の警戒にあたる。

※作業船について

作業船にあっては、昼間黄色の旗、夜間虹色灯(毎4秒に1閃光)が設置される。

平成30年8月1日

宮 津 港 長